

東京都青少年問題協議会条例（昭和二十八年東京都条例第一百一号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第二条 協議会は、会長及び委員四十一人以内をもつて組織する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 青少年 六人</p> <p>四（現行のとおり）</p> <p>五（現行のとおり）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第三条 前条第三項第二号及び第三号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第四条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第二条 協議会は、会長及び委員三十五人以内をもつて組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第三条 前条第二号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。</p> <p>第四条から第八条まで（略）</p>